資料１－１

大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ

（座長案）

平成 30 年 12 月 11 日

大阪府受動喫煙防止対策懇話会

【目次】

１　懇話会の設置目的及び懇話会の進め方　1

２　関係団体等からの意見　3

（１）ヒアリング対象団体からの意見　4

①大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会（飲食旅館関係団体）
②一般社団法人大阪外食産業協会（外食産業関係団体）
③関西たばこ商業協同組合連合会（たばこ事業関係団体）
④日本たばこ産業株式会社（たばこ製造事業者）
⑤一般社団法人大阪府病院協会、一般社団法人大阪府私立病院協会（病院関係団体）
⑥一般社団法人全国旅行業協会大阪府支部（旅行・観光関係団体）
⑦公益財団法人阪喉会（患者団体）
⑧なにわの消費者団体連絡会（消費者団体）
⑨一般社団法人大阪府医師会（医療関係団体）

（２）関係団体等からの書面による意見　13
（３）府内私立学校における禁煙化の実施状況及び書面による意見
（４）保健所による飲食店に対するヒアリングでの意見

３　条例検討にあたっての懇話会における委員意見　14

（１）条例の対象範囲について　15
（２）府独自の受動喫煙防止対策を行うことの是非について　16
（３）府独自の受動喫煙防止対策を行う場合の内容について　17
（４）加熱式たばこの取り扱いについて　19
（５）敷地内禁煙施設等における屋外喫煙場所の設置の是非について　20
（６）罰則の設定及び指導・監視体制について　21

４　参考

〇大阪府受動喫煙防止対策懇話会設置要綱
〇大阪府受動喫煙防止対策懇話会委員名簿
〇大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）

1　ヒアリング対象団体からの意見（当日提出資料及び追加意見）
2　関係団体等からの書面による意見
3　府内私立学校における禁煙化の実施状況及び書面による意見
4　保健所による飲食店に対するヒアリングでの意見

〇飲食店の受動喫煙防止対策実態調査　報告（最終）

１　懇話会の設置目的及び懇話会の進め方

1　懇話会の設置目的及び懇話会の進め方

・懇話会の設置目的

国の健康増進法の改正を踏まえ、大阪府にふさわしい受動喫煙の防止対策を検討するにあたり、関係団体への意見聴取をはじめ専門的な見地から幅広く意見を聴取するために設置。

・懇話会の進め方

関係団体等からの意見聴取を行うとともに飲食店に対する実態調査の結果等を踏まえ、条例の検討にあたり大阪府が提示したポイントとなる事項を中心に意見交換を行った。

≪参考≫　懇話会の開催状況

第１回　平成 30 年 9 月 14 日 （金）16：30～

（１） 受動喫煙防止対策について

ア　これまでの流れ（改正健康増進法の概要含む）

イ　大阪府の対策の検討について

（２） 懇話会の進め方

（３） 今後のスケジュール

第２回　平成 30 年 10 月 9 日 （火）13：00～

（１） 関係者ヒアリング（飲食店・旅館・たばこ事業関係者）

（２） 条例検討ポイントについての意見交換

① 加熱式たばこについて

② 加熱式たばこにかかる検討のポイント

③ 条例の対象範囲

第３回　平成 30 年 10 月 30 日（火）10：00～

（１） 関係者ヒアリング（たばこ製造業者、病院関係者、旅行・観光関係者）

（２） 条例検討ポイントについての意見交換

① 敷地内禁煙となる施設の取り扱いについて

② 敷地内禁煙となる施設にかかる検討のポイント

第４回　平成 30 年 11 月 15 日（木）10：00～

（１） 関係者ヒアリング（患者団体、消費者団体、医療関係団体）

（２） 条例検討ポイントについての意見交換

○ 府独自の規制について

第５回　平成 30 年 12 月 11 日（火）13：00～

・懇話会意見のまとめ

２　関係団体等からの意見

（１）ヒアリング対象団体からの意見

①大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会（飲食旅館関係団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組について）

・6 年前から大阪府のご協力のもと、6 か国語表示の喫煙環境ステッカーの普及活動に鋭意努めてきた。

・改正法は厳しいが、連合会としては受動喫煙防止対策に全力で取り組みたい。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・今なぜ、大阪に条例が必要であるのか明確にすべきである。

・府独自の法を上回る規制には反対する。国法と条例による規制の二重構造となることは、疑問である。

・まずは、官民一体となった速やかな改正法の普及を最優先すべきである。

・府条例の検討は、法施行後の成果や課題を見極め議論する道筋が合理的である。

・改正法の規制内容で、十分に望まない受動喫煙は防止でき府が上乗せして規制すべきではない。

（加熱式たばこの取り扱いについて）

・国法にて、経過措置とされている加熱式たばこの取り扱いは、現在喫煙室を設置している飲食店の投資が無駄にならない様、国法どおりの運用でお願いしたい。

・誰が見ても、紙巻と加熱式たばこの周囲への影響は明らかに違う。差異は率直に認めるべきである。

（規制の対象とする飲食店等の範囲について）

・規制対象とする飲食店の範囲は、法改正した経過と厚労省判断を尊重すべきであり、国法では、100 ㎡基準の根拠が説明されている。明確な根拠も示されず、いくら崇高な基準を掲げても、実現できなければ意味がない。100 ㎡基準の維持をお願いしたい。

・業界全体へ与える経済影響に関する調査が、様々あることは承知しているが、店舗ごとに見た時には、マイナス影響が出る店舗は間違いなく存在することから、取り返しのつかない軽々しい判断はしないで頂きたい。

・国法では、店頭への喫煙可または不可、未成年の立入り注意の表示（ステッカー貼付）が義務づけられている。ステッカー貼付だけでも、望まない受動喫煙は、回避することができる。

・条例の運用において、12 万店もの飲食店を、どのような仕組みで適正に管理監督できるのか、大阪府は、自ら管理監督できることを前提に施策化して頂くべきである。

・お店づくりの優先順位は、経営者が判断する。事業者の経営判断を尊重すべきである。

・訪日外国人の喫煙率は高く、全国統一の法令、基準のもとで、喫煙できる店を幅広く整備することは、顧客サービス向上にも繋がる。

・喫煙室設置など新たな設備投資が必要となる規制に際しては、十分な経済的支援がセットである。たばこ税は、喫煙環境整備の施策へ還元すべきである。

・以前と比べ、お客様の喫煙者と非喫煙者の割合は入れ替わっており、店側もそれに合わせ、喫煙席と禁煙席の割合を変更している。無理な規制がなくとも、自然の流れの中で、喫煙者は減少していくため、受動喫煙対策は店側の経営判断に委ね、行政はそのサポートに徹するべきである。

・既存店では、たばこの煙を排気する新たなダクトを設置できないなど、建物の構造上もしくは、賃貸契約上、対応できない店も多くあるため、規制強化すべきでない。

・大阪は小規模な飲食店が多く、店内に喫煙スペースは設けにくいという事情がある。我々大阪（に住んでいる人間）は、規制が少ない自由なまちという考え方が昔から根強く、（規制を強化することは気風に）合わない。事業者の自主的な取り組みに任せて頂きたい。

（屋外喫煙場所の設置の可否について）

・外国では路上喫煙ができる。屋外の公衆喫煙所の整備を進めていくことは、行政課題のひとつであると考える。

※ヒアリング時の提出資料及び追加意見は、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」2 ページから 10 ページに掲載

②一般社団法人大阪外食産業協会（外食産業関係団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（改正健康増進法について）

・受動喫煙防止への取組みに関して、異論はない。ただ、都心部では屋内、屋外問わず喫煙できる箇所がほとんどないため、喫煙のために飲食店に入って来られるお客さまも、現状まだおられることから、小規模店舗への配慮は継続されることが望まれる。

・飲食のみをメインとする店舗や大手の店舗については禁煙にすると、家族客が増えるというプラス効果がある店舗もある。一方で、小規模な店舗をはじめとして売り上げにマイナスの影響がある店舗もあると十分考えられ、トータルとしての影響はわからない。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・商業施設内での公共の喫煙スペースがまだまだ少なく、府の指導により商業施設への喫煙スペース設置の義務化を進めるべき。

・地下街やショッピングセンターはほぼ禁煙であるので、飲食店等を全面禁煙の方向に持っていくのであれば、たばこが吸える場所を付近に設置すればよいのではないか。例えば、近くに商店街があれば空き店舗を府が借り上げて喫煙スペースにする等。東京では目につくところに公共の喫煙所があるが、府では少ないと感じる。

・小規模な店舗についても規制を行う場合には近くに公共の喫煙の設置が必要

（規制の対象とする飲食店等の範囲について）

・大阪府飲食旅館生活衛生同業組合連合会と同じ意見。小規模店舗への配慮については重ねてお願いしたい。

・従業員でも受動喫煙の影響について教えられている者は禁煙の店を望む傾向にあり、喫煙者は自身の喫煙がクレームにつながることもあるので、喫煙可能な店を望む傾向にある。影響は両面あり、結果として雇用への影響はさほどないと考えている。

・すべての飲食店が禁煙となった場合、個々の店舗の経営に影響があり廃業に追い込まれる店も出てくると懸念している。団体内の意見交換の中でも、たばこが吸えなくなったら廃業せざるを得ないとの意見は喫茶店やバー・スナックを中心にある。

（加熱式たばこの取り扱いについて）

・加熱式たばこについては、受動喫煙への影響が不明なため、紙巻きたばこと同様に原則屋内禁煙としながらも、国の改正法律案のとおり経過措置の採用が望ましい。

③関西たばこ商業協同組合連合会（たばこ事業関係団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、たばこ事業者として、国・地域の財政の一端を担ってきた誇りと自負がある。昨今の喫煙規制や合法なたばこを必要以上に悪とする世論形成は甚だ遺憾。一方、望まない受動喫煙を防止する施策に何ら異を唱えるつもりはない。

・たばこで生計を立てている方の生活が成り立たなくなることは避けなければならないので、健康増進の立場も理解するが、一定歩み寄って激変緩和のための措置を行うべき。

・たばこを吸う人、吸わない人が共存できる社会を構築するため、分煙を行うための表示の普及等の取組みを行うことが必要。

（改正健康増進法について）

・改正法による取り組みで、十分望まない受動喫煙は回避できる。まずは、改正法の周知徹底をするべきで、国の規制を上回る独自の条例制定には反対。喫煙者マナーも向上しており、喫煙者への配慮も必要。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・府が検討しようとしている法以上の規制は、たばこに対する心象悪化を助長する。国において統一的なルールが定められたところであり、条例制定ありきの検討ではなく、まずは法の施行・周知を徹底するべき。2 月の条例提案ありきではなくもっと十分な時間をかけ、慎重に議論すべき。

・国を上回る規制を行うのであれば、国を上回る十分な経済的支援が必要。

・東京は厳しい規制であったが、駅前に公共の喫煙場所がある。喫煙者への一定の配慮があり、府も参考にすべきである。

・大阪府の上乗せ条例により、たばこ屋が廃業に追い込まれたらどれだけの助成金が出るのか。今までたばこ税を活用した環境整備もされていない状況であり、健康と事業者の経営とを切り分けての議論ができる状況ではない。

・本懇話会は、「望まない受動喫煙」を防止するためのものであり、喫煙者排除や禁煙推進を目的とした検討ではないことを望む。

（規制の対象とする飲食店等の範囲について）

・喫煙可とするか不可とするかは、顧客のニーズに合わせた経営者判断に委ねるべき。

・東京都の従業員有無で判断する独自規制は、雇用機会の減少や経営者の過重労働が想定される。独自の規制は、慎重に議論するべき。

（加熱式たばこの取り扱いについて）

・紙巻きたばこの販売数量が減少する中で規制対象とすることには反対。法に準じた取扱いとしてほしい。

・加熱式たばこが健康への影響を低減している部分について考慮し、紙巻きたばこと同様の一律的な規制を行う必要はない。

（屋外喫煙場所の設置の可否について）

・建物内禁煙とした場合には路上喫煙の増加が懸念される。受動喫煙防止のために必要な措置がとられた喫煙所設置をお願いしたい。

・路上喫煙防止条例が制定されている状況では、喫煙場所を確保し、喫煙者がルールを守れるような環境整備が必要。

※ヒアリング時の提出資料及び追加意見は、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」11 ページから 14 ページに掲載

④日本たばこ産業株式会社（たばこ製造事業者）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・喫煙環境の整備や喫煙マナーの向上啓発等の受動喫煙防止に向けた活動を実施している。

・「望まない受動喫煙」を防止するための取り組みに積極的に協力していきたい。

・大規模施設や路上喫煙防止該当エリアで、公共的な喫煙所を行政と協働で設置している。個別のあらゆる喫煙場所の設置サポートは難しいが、弊社の趣旨と合致しているものについては検討していきたい。一方、法趣旨の周知については非常に大切と認識しているので、一緒に検討していければと考えている。

（改正健康増進法について）

・「改正健増法」の趣旨に賛同。「望まない受動喫煙」は「改正健増法」を遵守することで適正に防止できる。法の周知・徹底が望ましい。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・改正健増法の完全施行前でその効果も影響もわからず、細則すら決まっていない中、府独自の規制区分を設けた条例策定は、性急に過ぎるのでは。

・喫煙の健康影響については能動喫煙と受動喫煙を明確に切分けて議論すべき。

（規制の対象とする飲食店等の範囲について）

・小規模店舗などは様々な要因で府の意向を実施できない場合が想定されるため、事業者の実状を把握し、経済影響等の様々な懸念に耳を傾け、その影響をよく見定めた上で検討すべき。

・経過措置が適用される店数の割合を議論するのではなく、客数の割合で議論すべき。

・新規店には経過措置が適用されないため、喫煙を選択できる飲食店は時間経過とともに減少していく。

（加熱式たばこの取り扱いについて）

・加熱式たばこは蒸気に含まれる健康懸念物質が大幅に低減されており、紙巻たばこの受動喫煙の健康リスクと一緒くたに議論されるべきではない。

・よりリスクが軽減されたたばこに対するニーズが高まる中、加熱式たばこの開発・周知をしっかり行っていきたい。紙巻きたばこと加熱式たばこのどちらが良いという議論ではなく、使用できる場所やマナーを正しく伝えていくことが重要。

・加熱式たばこについては、改正健増法で規制対象に含まれており、経過措置である加熱式たばこ専用室においては望まない受動喫煙のリスクの懸念は対処されている。

（屋外喫煙場所の設置の可否について）

・喫煙場所を必要とする施設はあることから、受動喫煙を防止する措置が取られた屋外喫煙場の設置は認めるべき。

※ヒアリング時の提出資料及び追加意見は、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」15 ページから 38 ページに掲載

⑤一般社団法人大阪府病院協会、一般社団法人大阪府私立病院協会

（病院関係団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・できる限り受動喫煙の被害を防止することが団体としてのスタンス。

・大阪府では、522 病院中、敷地内禁煙が 74.4%。全国では、厚生労働省が 2014 年に実施した医療施設調査のデータで 8493 病院中 4351 病院、51.2%が敷地内禁煙となっており、大阪府は全国よりも進んでいる。

・病院では、診療報酬上の加算によるインセンティブがある。また、加算に対する保健所監査や国監査により、敷地内禁煙への巡視が厳しくされている。

・自主的な取組みとして、病院機能評価においても厳しい受動喫煙への取組みが求められている。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・府が厳しい規制を設定することは健康増進・禁煙へ向けた環境整備の観点から歓迎。

（屋外喫煙場所の設置の可否について）

・療養期、慢性期病床については、在宅と同様の環境であるため、末期患者については、受動喫煙防止の環境が確保されれば、一定喫煙を許容する余地もあるのではないか。

・法どおりでよいと考える。喫煙者が他者に迷惑をかけず、自己責任で喫煙している分についてはよいか。

・治療をきっちりしたい病院については敷地内全面禁煙とし、病院機能や患者の状況に合わせ、一部敷地内に喫煙所を設けることは容認することは同感であり、原則敷地内全面禁煙にすべきと考える。しかし、病院の機能分化が進む中、一部の病院ではいきなり敷地内全面禁煙にすることで患者等への影響がある病院もあるため、現時点で府内全ての病院を敷地内全面禁煙にすることは時期尚早かと思う。

⑥一般社団法人全国旅行業協会大阪府支部（旅行・観光関係団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・訪日外国人に対するアンケートでは、５～８割が日本の喫煙環境に満足している。しかし、５～７割が日本の喫煙ルールに困惑しており、８割の方が全国統一のルールの方が良いと言われている。

・公平なサービスが要求されるため、選択肢がある以上、すべて禁煙にするという発想はない。また日本のホテルは、海外に比べ喫煙に対する規制が比較的緩い状況だが、今後は海外に合わせ厳しくなっていくのではないかと考える。

・喫煙者は目立ってしまうからかもしれないが、感覚的には、「たばこを吸えないから行かない」方が意見としては多い。ただ、喫煙者の方はどちらでも問題のないことが多い。

・特定多数の旅行の場合は基本的に禁煙だが、社員旅行で社長が喫煙者の場合等には喫煙にするケースもある。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・禁煙者、喫煙者双方に理解が得られるルールの統一をお願いしたい。

・国内外の様々な旅行者に対応するため、わかりやすい表示、統一したものが重要。

・条例が旅行業界にどのように影響するのかは不明。ただ、禁煙・分煙の選択肢がある限り、旅行商品にはあまり影響しないのでは。

・近年、訪日外国人のマナー（たばこのポイ捨て等）についての課題がある中、喫煙ルールの統一化が求められていると認識。

⑦公益財団法人阪喉会（患者団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・日本は、たばこ税との関係もあるのか、他国より禁煙環境の整備が遅れていると感じる。文化経済の交流の為にも禁煙社会を。 また、禁煙を進めることは、たばこ税の減少、たばこ産業（生産、販売）の衰退を言われるが、禁煙による病気死亡者の減少（労働力の増加）、医療費の減少（赤字健康保険の黒字化）を考えると、たばこ産業の転廃業に資金を使うとしても、禁煙のメリットは大きいのではないか。行政の検討をお願いしたい。

・吸えない社会に日本がどのように移行していくかを考えることが重要。なぜ、日本がこれほどにたばこに固執するのか疑問を抱いている。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・大阪の実情に応じた成果のある府条例の策定が必要。

・健康づくりの面だけではなく、対策に対する支援が必要。現存の組織を横断したプロジェクトを設置するなどして考えてほしい。

・大阪府も飲食店等の実状をよくみて、法の規制が十分か否かを判断すべき。法のみの規制で喫煙対策が進まないのでは意味がない。

・大阪は小さい店が多いことから、廃業してしまう店舗も出てきてしまう。成果をあげるため、たばこ税で支援を行うべき。東京の新橋等では喫煙場所が多く存在する。数字の議論ではなく、バックアップの方法を考えて。

※ヒアリング時の提出資料は、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」39 ページから 43 ページに掲載

⑧なにわの消費者団体連絡会（消費者団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・子どもが長く過ごす場所である家の中や、自家用車の中でも喫煙している親は存在しており、大勢の子どもが受動喫煙の被害にあっている。まずは、親の意識を変える必要がある。

・子どもは歩く禁煙マークと考えており、通学路、児童公園等子どものいる空間は禁煙にすべき。子どもを受動喫煙にさらすことは児童虐待のようなもの。

・子どもに対する受動喫煙の意識の植え付けも必要であり、学校教育にも絡む課題。教育委員会や消費者センター等オール大阪での取組推進を。

・主な取組例は、喫煙防止教育の開催、小学生、中学生、高校生などそれぞれが理解できる周知・啓発活動、特に大学の新入生にはしっかりとした周知が必要。また、スマホやインターネット、電車の広告等も活用してほしい。

・家庭に関する規制については、一人一人の意識改革が大切。時間はかかってでも、様々な切り口からの取組を行い、幼い時からの積み重ねが重要。そのためにも、屋外の児童公園に禁煙である旨の表示があってもいいのでは。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・大阪府で策定する条例には、「親は家庭内において子どもの受動喫煙防止に努めなければならない」や「親は受動喫煙防止の措置が取られていない場所に子どもを連れて行ってはならない」など“親の責務”についての記載を。

・大阪府の条例では、家庭内の内容についても踏み込むべき。親の意識をしっかりさせないと、受動喫煙防止に繋がらないのでは。自分自身の問題ではないと考える親が多い中、親がターゲットである旨を明確にすることが必要。ただ、親や家庭内だけではなく“なんぴとも”という記載でも問題はない。

（加熱式たばこの取り扱いについて）

・影響がはっきりしていないため、精査の上、条例に盛り込んでいただきたい。

⑨一般社団法人大阪府医師会（医療関係団体）

【ヒアリングでの主な意見】

（各団体における受動喫煙防止対策への取組、方針について）

・喫煙は受動喫煙から逃げられる屋外で。しかし、公園や人通りの多い道などは禁煙であるべき。

・喘息や中耳炎をくり返す子どもの治療時には、親に禁煙を進める禁煙教育を行っている。やはり、一人一人の意識改革は重要。医師会では、マスコミに禁煙啓発や情報提供を積極的に行っている。

（受動喫煙防止対策における府の取組について）

・費用があるのであれば、立派な屋内喫煙箇所を設置いただいてもよいが、費用面や撤去の事を考えると屋内禁煙室の設置を進めるのではなく、屋外喫煙が浸透するような取組みが必要では。

・たばこ産業のことも考える必要があるかもしれないが、ビジネスは世の中の動きに柔軟に対応しなければならないと考える。喫煙場所もあえて費用を投じて作る必要はないのでは。

・全てを禁煙にしてしまうと、喫煙場所が全くなくなってしまう。芦屋駅や中之島のように、喫煙場所を設置することは仕方ないのでは。

（規制の対象とする飲食店等の範囲について）

・法での約40％の飲食店規制では不十分であると考えており、大阪府の条例では国よりも厳しい規制を行っていただきたい。

・今すぐに厳しい対応が必須とは思っていない。飲食店についても、３０平米以下の経過措置を設ける等の妥協案もあるかと思う。

（加熱式たばこの取り扱いについて）

・加熱式たばこについてはデータがないので何とも言えないが、子どもがいるなら加熱式たばこも吸ってほしくない。ただ、条例にどう記載するべきかまではわからない。

（屋外喫煙場所の設置の可否について）

・医療費削減など持続的な社会保障のためにも、原則屋内禁煙であるべき。事務所等でも雇い主は従業員の健康を守る義務があるので、基本的には禁煙すべき。ただ、精神疾患の患者さんの中には禁煙が望ましくない状況の方もいるため、ホスピスや精神科は一部除外していただきたい。

（罰則の必要性について）

・ある程度の実効性は担保できると考えており、罰則はなくてもいいのでは。

※ヒアリング時の提出資料は、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」44 ページから 46 ページに掲載

（２）関係団体等からの書面による意見

懇話会の意見聴取にお招きできない関係団体に対し、事務局より書面での意見照会を行った結果、以下の 10 団体から意見を提出いただいた。（ご意見については、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」47 ページから 61 ページに掲載）

・大阪府カラオケボックス協会
・大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合
・大阪府社交飲食業生活衛生同業組合
・大阪府飲食業生活衛生同業組合
・大阪府簡易宿所生活衛生同業組合
・大阪府遊技業協同組合
・NPO 法人子どもに無煙環境を推進協議会
・一般社団法人大阪府歯科医師会
・一般社団法人大阪府薬剤師会
・大阪府理容生活衛生同業組合

（３）府内私立学校における禁煙化の実施状況及び書面による意見

大阪府内私立学校に対し、大阪府私学課を通じ、禁煙化状況と受動喫煙防止対策に対する意見照会を行った結果、170 校より意見を提出いただいた。（ご意見については、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」62 ページから 68 ページに掲載）

（４）保健所による飲食店に対するヒアリングでの意見

大阪府内飲食店に対し、政令・中核市にも協力いただき、保健所職員による立入調査時や申請届出時などの機会をとらえて、610 店舗より受動喫煙防止対策に対する意見をいただいた。（ご意見については、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会における意見まとめ（関係団体等意見）」69 ページから 81 ページに掲載）

３　条例検討にあたっての懇話会における委員意見

（１） 条例の対象範囲について

○　改正健康増進法では、府知事の権限は府保健所の所管地域のみに限定される。

○　府が制定する条例の対象範囲から政令指定都市及び中核市を除くと、８割を超える飲食店等が規制対象範囲外となり受動喫煙防止対策としての効果に乏しくなる。

○　このため、条例の対象範囲については、府民の生命と健康を守る観点からも府域全体を対象とする方向で検討を進めるべきとの意見で一致した。

（参考）大阪府知事の所管（大阪府保健所の所管）する府内の飲食店は、１８％。
（中核市移行を予定している寝屋川市・吹田市を除く）

（第２回　大阪府受動喫煙防止対策懇話会資料）

条例の対象範囲

② 大阪府内の保健所の設置状況

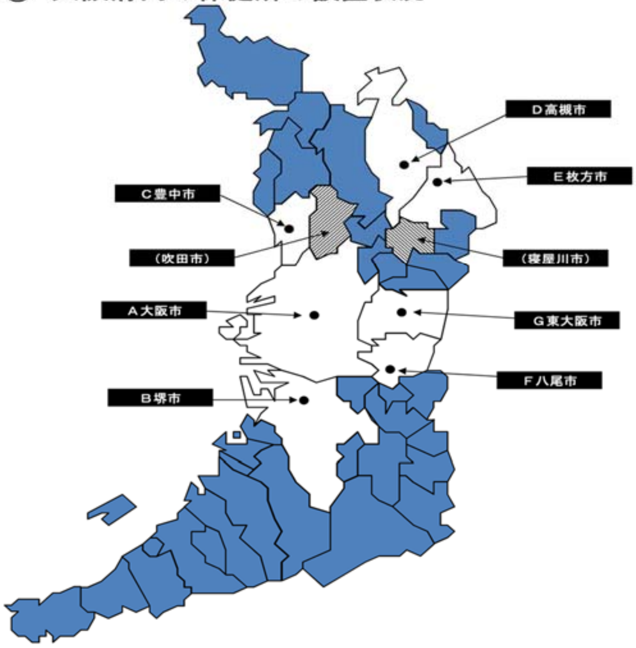

《府内保健所区域ごとの飲食店数》

		飲食店数	%
◎	大阪府	17,595	18.0
A	大阪市	58,932	60.2
B	堺市	5,727	5.9
C	豊中市	2,464	2.5
D	高槻市	1,744	1.8
E	枚方市	2,036	2.1
F	八尾市	1,731	1.8
G	東大阪市	4,043	4.1
☆	寝屋川市	1,668	1.7
☆	吹田市	1,903	1.9
	計	97,843	

82.0%（A～☆吹田市）

※自販機、露店、自動車営業、コンビニ等除く

12

☆中核市へ移行予定

（２） 府独自の受動喫煙防止対策を行うことの是非について

○　府として積極的に独自の受動喫煙防止対策を行うべきとの意見があり、その理由は、まず法による対策はナショナルミニマムであり、既に他都市でも独自の対策が行われている中で、府の実情に応じ、法による規制よりも一歩進んだ受動喫煙防止対策を行うべきということであった。

また、健康への配慮の観点からは、医学的には、既に受動喫煙による健康被害は明らかにされており、府として府民や府を訪れる観光客等の健康保持のため、受動喫煙防止対策を一層前向きに検討すべきとの意見があった。

さらに、世界の主要国では屋内禁煙が主流となっている中で、近年の大阪の国際化によるインバウンドの増加といったグローバルな視点からも、一歩進んだ受動喫煙防止対策を行うべきとの意見もあった。

○　一方、法を上回る府独自の受動喫煙防止対策は行うべきではないとの意見もあった。その理由は、まず国の基準（経過措置の対象として、資本金又は出資の総額 5000 万円以下かつ客席面積 100 ㎡以下の飲食店）は、先行した神奈川県や兵庫県の状況も踏まえ、議論を重ねて設定されたものであり、スペース上、喫煙室の設置が可能となる面積として妥当なものと考えられる。法を遵守する事で望まない受動喫煙を防止できるため、まずは、法の周知・徹底を行い、実効性をあげることが重要であるというものであった。

また、国際的な視点からは、府が独自の受動喫煙防止対策を行うことで国内の都市が実施する対策に差が生じ、外国人観光客等に混乱を生じさせる危惧があるとの意見もあった。

○　また、府独自の受動喫煙防止対策の検討にあたっては、健康増進の流れと産業振興、経済活力の維持をあわせて検討する必要があり、そのためには実際に事業をされている方の理解を得ることが重要であるとの意見もあった。

第４回　大阪府受動喫煙防止対策懇話会資料）

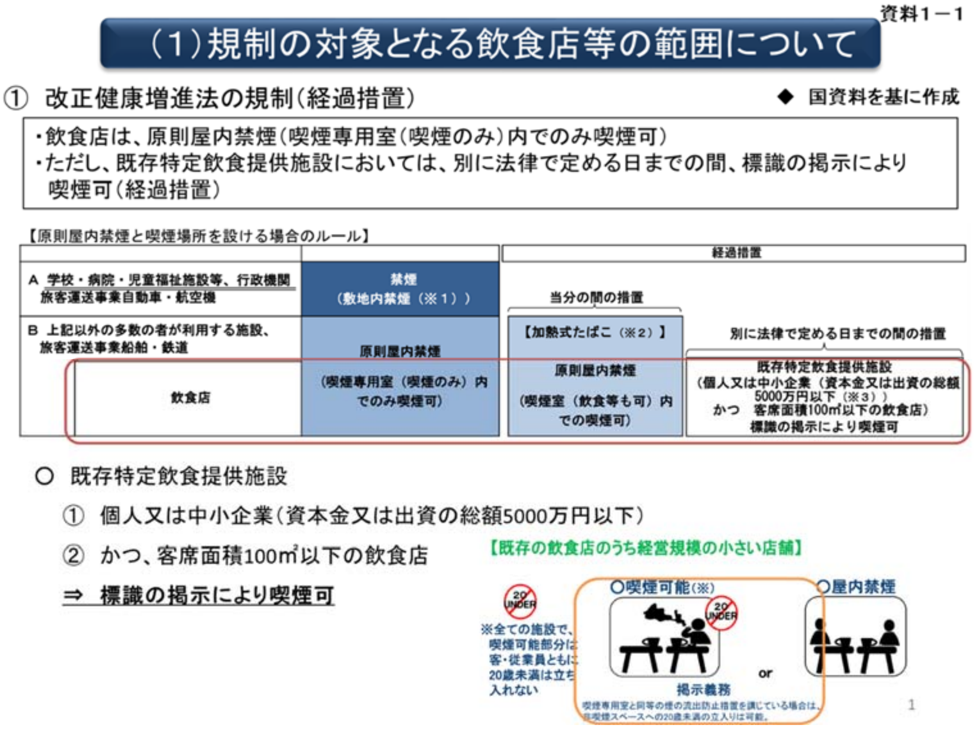

（３）府独自の受動喫煙防止対策を行う場合の内容について

○　府独自の受動喫煙防止対策を行う場合は、改正健康増進法の経過措置の対象となる飲食店（標識の掲示により喫煙可）の割合（全国内飲食店の約５５％程度と推計）を基本に、府の飲食店等の実態を踏まえつつ、府民の望まない受動喫煙をなくすという観点から法による規制よりも進んだ内容となるよう、検討を行うべきとの意見があった。

　また、その際には、規制の遵守状況をどのように確認するかなど、運用上の視点も踏まえ検討を進めるべきとの意見もあった。

○　さらに、規制に伴う影響に対しては、対策の実効性をあげるためには規制によって影響を受ける飲食店等に対し、事業継続に配慮した支援策をあわせて検討すべきとの意見で一致した。

　また、たばこ事業などの経営に対する配慮と、府民の健康増進に向けた規制の議論は分けて考えるべきとの意見もあった。

○　府として法による規制よりも進んだ対策を行う場合、具体的な規制内容としては、経過措置の対象を仮に「50 ㎡以下」もしくは「30 ㎡以下」とした場合、府が行った飲食店の実態調査の結果を踏まえると、例外的に喫煙が可能となる飲食店は、「50 ㎡以下」の場合は約 51%、「30 ㎡以下」の場合は約 32%となり、国の 55%よりも進んだ対策となるとの意見があった。

○　また、規制の要件として従業員の有無を盛り込むことについては、単独の要件もしくは面積要件と組み合わせることで、さらに進んだ受動喫煙防止対策となるという意見があった。これに対し、パート・アルバイトなど、比較的短期雇用となる非正規従業員の有無は、確認の面で実効性の確保が難しく、課題が残るのではないかという意見があった。一方で少なくとも正規の従業員の雇用実態については、事業者の確定申告の写し等、事後確認ではあるが公的な書類の確認が可能であることから、事業者による受動喫煙防止対策に効果的であるという意見があった。

○　一方、府独自の受動喫煙防止対策としては、規制の強化の観点ではなく子どもの受動喫煙の防止などの観点で府独自の取組を行うことを検討してはどうかという意見もあった。

（第４回　大阪府受動喫煙防止対策懇話会資料）

資料１－１

（１）規制の対象となる飲食店等の範囲について

③ 既存特定飲食提供施設の範囲

◆ 国資料を基に作成

○ 既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5．5割程度と推計。**
○ なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、２年間で全体の約2割弱、５年間で約3割強。

≪経過措置の対象となりうる飲食店の割合（推計）≫

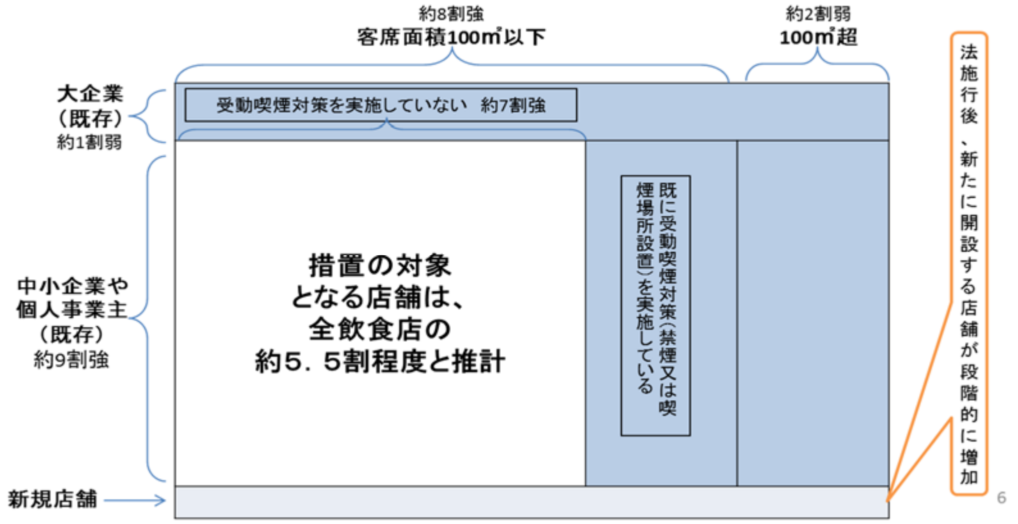

※２０２０年の推計値として国が提示

経過措置対象となる飲食店の国・府比較（府基準　客席面積●㎡）

概要

○経過措置基準を客席面積●㎡以下とした場合、対象店舗は全飲食店の約●割となる。

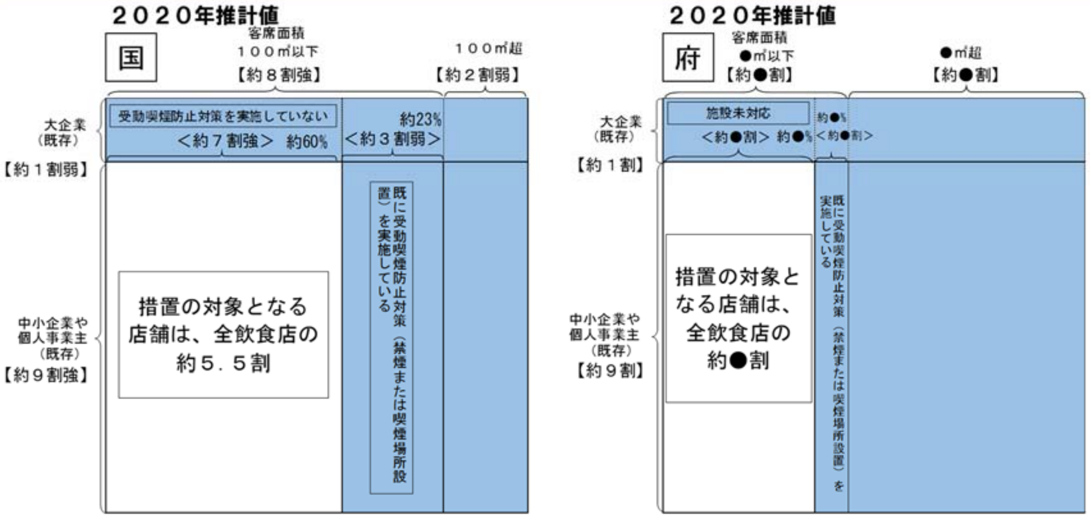

※国数値は、改正健康増進法の概要説明資料より抜粋

（４）加熱式たばこの取り扱いについて

○　加熱式たばこの受動喫煙における健康への影響については、時間をかけて蓄積されたデータがなく、エビデンスが確立されていないということで、委員間の意見が一致した。

○　その上で、府独自の対策を推進すべきとの意見としては、改正健康増進法では、加熱式たばこは紙巻たばこと区別し、「当分の間の措置（経過措置）」として、喫煙室内での飲食等を可としているが、加熱式たばこの受動喫煙による健康への被害が無いという検証が不十分であり、予防の観点から、現時点では紙巻たばこと同じ扱いをするべきという意見もあった。

○　一方で、対策の根拠となる健康への被害に関する医学的データ等がない中では、国を上回る府独自の対策を行うべきではないとの意見もあった。

○　さらに、加熱式たばこも製品の種類によって健康への影響に違いがあるのなら、区分して検討してもいいのではないかという意見もあった。

○　また、加熱式たばこの受動喫煙における健康への影響については、エビデンスは確立していないが、発がん性以外の影響として、例えば、動脈硬化や血栓形成などニコチン等が関与する他の健康影響についてのエビデンスにも留意していく必要があるとの意見もあった。

（第２回　大阪府受動喫煙防止対策懇話会資料）

加熱式たばこについて

② 健康増進法における規制の状況　　国資料を基に作成

○ 加熱式たばこについては、「当分の間の措置」として、経過措置が設けられている。

⇒ 喫煙室内での飲食等が可能

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置：当分の間の措置	経過措置：別に法律で定める日までの間の措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 （敷地内禁煙（※１））		
B 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 （喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）	【加熱式たばこ（※２）】 原則屋内禁煙 （喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可）	
飲食店	原則屋内禁煙 （喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）	【加熱式たばこ（※２）】 原則屋内禁煙 （喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可）	既存特定飲食提供施設 （個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下（※３）） かつ　客席面積100㎡以下の飲食店） 標識の掲示により喫煙可

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

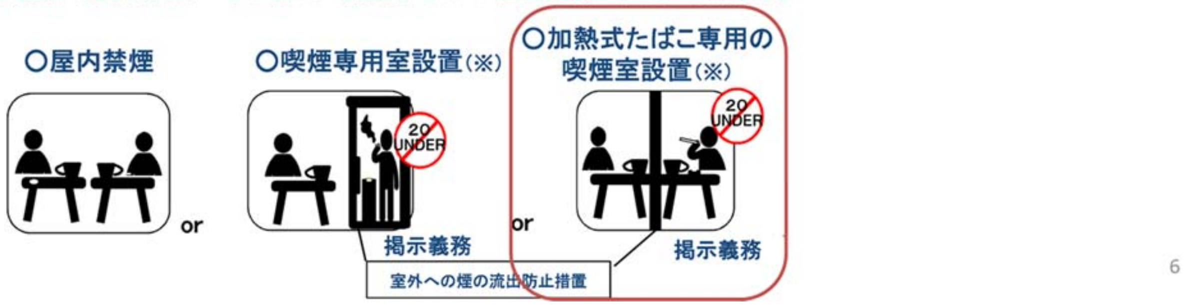

（５）敷地内禁煙施設等における屋外喫煙場所の設置の是非について

○　敷地内禁煙施設等において、屋外喫煙場所の設置を認めるか否かの検討にあたっては、これまでの府の「受動喫煙の防止に関するガイドライン」に基づく取組みやその成果を踏まえた対応が必要であるとの観点から、施設の種類によって敷地内全面禁煙とすべき施設と敷地内に屋外喫煙所を設けることを認める施設とに区分する方向で検討するべきとの意見で概ね一致した。

○　具体的な区分の考え方としては、小学校や中学校などの主に子どもが利用する施設や妊婦、健康に問題がある方等が多く利用する施設などは敷地内全面禁煙とすべきという意見があった。

○　また、病院においても、病院の機能や患者の疾患対象を勘案したうえで、治療に支障となるがん関係病院などについては敷地内全面禁煙とすべきであるが、精神科の病院や終末期医療など患者への一定の配慮が必要な病院等においては、敷地内に喫煙場所の設置を認めてもよいのではないかという意見もあった。

○　なお、運用に際して、施設によってさまざまなルールが混在することや、とりわけ病院については、施設種別の線引きが難しいというデメリットもあることに留意すべきとの意見があった。

（第３回　大阪府受動喫煙防止対策懇話会資料）

（2）ー①　敷地内禁煙となる施設について

①　改正健康増進法の規定　　◆　国資料を基に作成

○　学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機
⇒　禁煙（敷地内禁煙（※1））

※1　屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2．多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
(2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
		当分の間の措置	別に法律で定める日までの間の措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙（敷地内禁煙（※１））		
B 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）	【加熱式たばこ（※2）】原則屋内禁煙（喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可）	
飲食店			既存特定飲食提供施設（個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下（※3））かつ　客席面積100㎡以下の飲食店）標識の掲示により喫煙可

※1　屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
※2　たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
※3　一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

2

（６）罰則の設定及び指導・監視体制について

○　府独自の受動喫煙防止対策を行う場合、実効性の確保の観点から罰則（過料）を設定すべきとの意見と、罰則（過料）がなくても抑止力は働くとの意見の両方があり、

※本日議論

○　また、罰則（過料）を設ける場合には、実効性確保のための指導・監視体制についても併せて検討が必要であるとの意見があった。ただし、違反についてはある程度通報に頼らざるを得ないことを踏まえ検討すべきとの意見もあった。

（第４回　大阪府受動喫煙防止対策懇話会資料）

資料１－３

（3）府独自規制に係る罰則の検討

① 改正健康増進法の規定

◆ 国資料を基に作成

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料（※2）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△（※1）	○（命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	－	○（50万円以下）
施設等の管理権原者（所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと） ＊を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する。	喫煙器具・設備等の撤去等＊	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	－	○（50万円以下）
	施設標識の撤去	○	－	○（30万円以下）
	書類の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	－	○（20万円以下）
	立入検査への対応	－	－	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止＊	○	－	－
	広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置等に限る）＊	○	－	－

（※1）法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。
（※2）本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

② 東京都の規定（東京都受動喫煙防止条例）

義務違反者に対して、罰則（5万円以下の過料）を適用。

11

参考資料

大阪府受動喫煙防止対策懇話会設置要綱

（設置）
第１　大阪府の受動喫煙防止対策について、外部有識者を交え、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的に、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置する。

（所掌事務）
第２　懇話会は、次の事項について意見の聴取を行う。
（１）大阪府の受動喫煙防止対策の推進に関すること。
（２）その他、必要な事項

（組織）
第３　懇話会は、学識経験者等、大阪府健康医療部長が委嘱する委員を持って構成する。
２　懇話会の委員の任期は、２年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第４　懇話会は大阪府健康医療部長が招集し、開催する。
２　懇話会の進行は、座長を定めて行うことができる。
３　委員に支障あるときは、代理人が出席することができる。
４　懇話会には必要に応じて委員以外の関係者を懇話会に出席させ、意見を求めることができる。

（謝礼金等）
第５　懇話会の委員への謝礼金の歳出科目は報償費とする。
２　懇話会の委員の謝礼金は、日額８，３００円とする。
３　前項の謝礼金は、出席日数に応じて、その都度支給する。
４　委員のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（費用弁償）
第６　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
３　前２項の規程に関わらず、委員のうち府に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（庶務）
第７　懇話会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課において行う。

（その他）
第８　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

（附則）
本要綱は平成３０年８月１日より施行する。

参考資料

大阪府受動喫煙防止対策懇話会　委員名簿

（敬称略・五十音順）

磯　博康	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座 公衆衛生学　教授
白倉　典武	弁護士（大阪弁護士会）
東山　聖彦	地方独立行政法人　大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター　副院長
山本　絹子	株式会社パソナグループ　取締役副社長執行役員
吉田　豊	大阪商工会議所　理事・総務広報部長